

令和8年度 船橋市立飯山満中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月3日

1. いじめ防止に関する基本的考え方

① 基本理念

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、かつ他者へのいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨に対策を講じる。

② いじめの定義

生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

③ 学校及び職員の責務

すべての生徒が安心して学習できる環境を整えるため、学校全体で「早期発見」と「未然防止」に取り組む。いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める責務を有する。

2. いじめ防止等のための組織

① いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、学校の中核となる組織を設置する。

- ・**構成員**: 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、学年主任。※必要に応じて道徳主任が加わる。
- ・**所掌事項**: アンケート調査・教育相談の実施、いじめ問題への理解促進、事案発生時の対応協議。
- ・**開催形態**: 週1回の定例会を実施。事案発生時は緊急開催とする。

3. いじめの防止・早期発見・対処

① いじめの防止(未然防止)

- ・**教育活動の充実**: すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実させ、対人交流能力の素地を養う。
- ・**啓発活動**: 「いじめをしない」「いじめゼロ」等のポスター掲示や研修会を実施し、理解を深める。
- ・**ネット対策**: インターネットの匿名性や特性を踏まえた情報モラル研修会等を行い、効果的な対処法を啓発する。

② 早期発見のための措置

- ・**定期調査**: 月1回(8月以外)の生活アンケートを実施する。
- ・**相談体制**: 意見箱の設置、年3回の教育相談、1年生対象のSC全員面談や、生徒・保護者がいつでも相談できる体制を整備する。

③ いじめへの対処

- ・**迅速な確認**: 相談を受けた場合は速やかに事実確認を行い、いじめをやめさせる。
- ・**多角的な指導**: 被害者への支援、加害者への指導・保護者への助言、さらに「観衆・傍観者」への指導を継続的に行う。
- ・**安全確保**: 必要に応じ、保護者と連携した上で別室学習等の措置を講じる。
- ・**外部連携**: 身体の安全を脅かす暴行、金品の要求、SNS上での執拗な誹謗中傷などの犯罪行為と認められる場合は、教育委員会や所轄警察署と連携する。

4. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害の疑いがある場合等は、以下の「**重大事態**」の定義に基づき、手順に従って対処する。

① 重大事態の定義

本校において、以下のいずれかの状況が疑われる場合を「**重大事態**」として扱う。

・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

・いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

② 対処手順

1. **報告:** 船橋市教育委員会へ速やかに報告する。
2. **調査:** 教育委員会と協議の上、専門組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
3. **情報提供:** 調査結果については、被害生徒・保護者に対し適切に提供する。

5. 年間取組計画

時期	実態把握・早期発見(アンケート・相談)	指導・啓発・連携活動
通年	定期的な学年主任会による全校実態把握	教職員研修の実施、生活アンケート(毎月※8月除く)
4月	生活アンケート	新入生への心構え確認、学級組織作り、情報モラル研修、保護者会・面談、部活動保護者会
5月	生活アンケート	校外学習・修学旅行を通じた仲間の良さ発見
6月	生活アンケート	生徒総会による学校生活の向上検討
7月	教育相談(事前アンケートあり)、生活アンケート	1・2年・F組保護者会、部活動激励会
9月	生活アンケート	(夏季休業明けの生徒状況把握)
10月	生活アンケート	後期学級組織作り、体育祭・合唱祭を通じた存在感の育成
11月	教育相談(事前アンケートあり)、生活アンケート	人権集会(全校で人権を考える)
12月	学校評価アンケート、生活アンケート	(冬季休業前の実態把握)
1月	学校評価アンケート分析、生活アンケート	新入生保護者説明会(本方針の説明・啓発)
2月	教育相談(事前アンケートあり)、生活アンケート	(学年末に向けた相談体制の強化)
3月	生活アンケート(1・2年)	卒業式、保護者会、本年度のまとめと本方針の見直し